

# 港区の在宅緩和ケアの取組みについて

平成24年3月16日

港区みなと保健所健康推進課  
健康推進課長 北村淳子

# 背 景

## 生涯のうちで がんに罹る確率

男性、女性ともに、  
2人に一人

**年間67万人発病**

## 緩和ケア の定義(WHO)

「がんの初期段階  
から開始し、治療  
と平行して行うこと  
で、患者とその家  
族の痛みやつらさ  
をサポートしてい  
く」

## 港区民 介護者の現状

「自宅で終末期を  
迎えたいが、介護  
してくれる家族の  
負担が大きく、在  
宅は難しい」と考  
えている人が介護  
経験者の 約6割

## 港区の在宅緩和ケアの目的

- ★ 患者(家族)が望む場所を「生活の場」とすることができる。
- ★ どこにあっても、一定レベル以上の緩和ケアや在宅療養を受けることができる。

# 港区の取組み

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27,28年度
協議会		意見交換、検討会							
	協議会立上げ	→	基本方針の策定	区長提案					
在宅緩和ケア関連事業									
東京都認定がん診療病院									



(仮称)在宅緩和ケア  
支援センターの整備

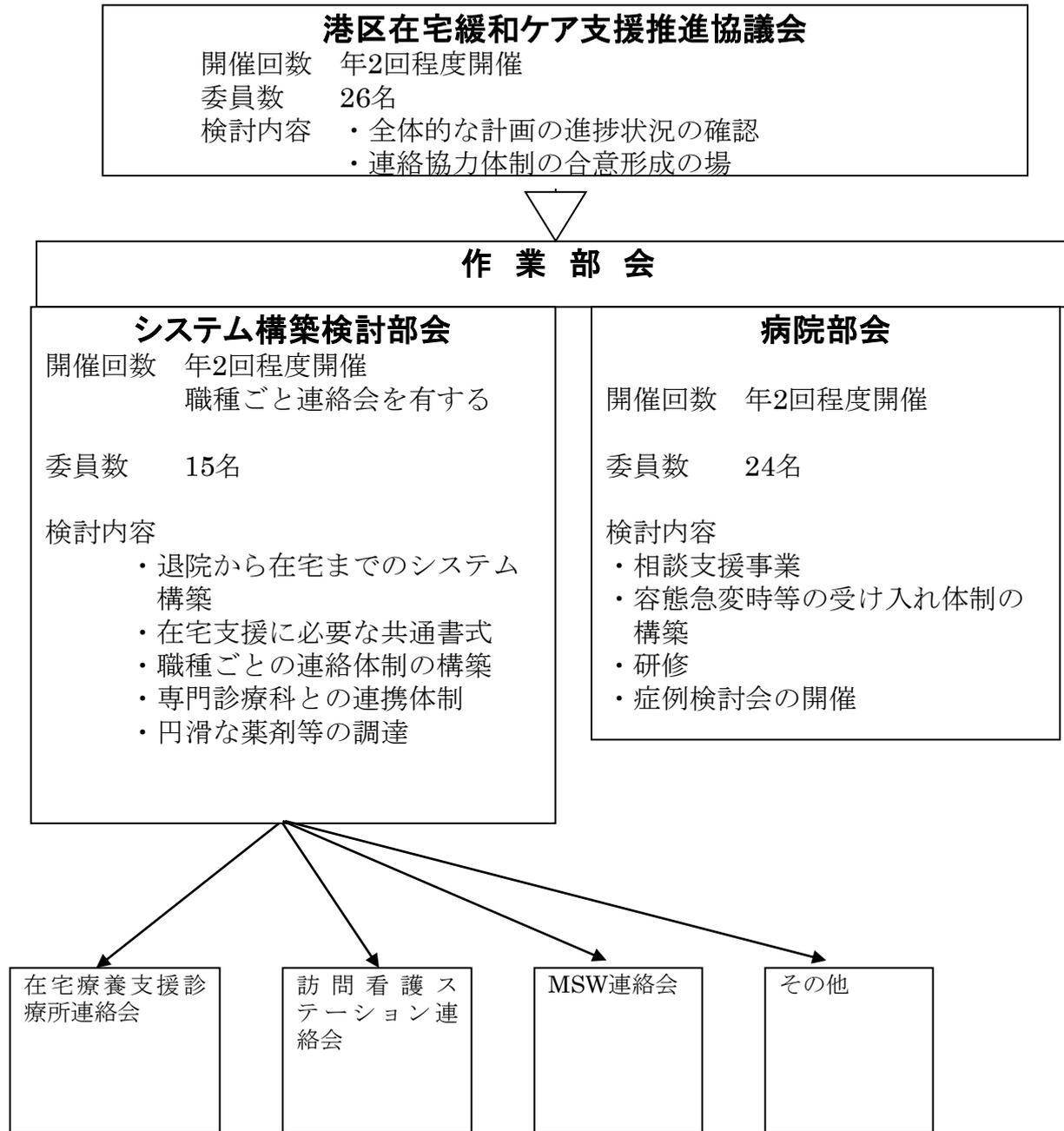
20年度に認定

東京都済生会中央病院  
東京慈恵会医科大学附属病院  
国際医療福祉大学三田病院

22年度に認定

国家公務員共済組合連合会虎の門病院  
北里大学北里研究所病院

# 港区在宅緩和ケア支援推進協議会組織図



※その他必要に応じて連絡会を設ける

# 基本方針 1

**緩和ケアに取り組む在宅療養支援体制の充実を図り、質の高い緩和ケアを推進**

- ☆ 地域での看護力、介護力を今後高めていくために、これに従事している方々が連携し、支えあえる仕組みづくりが必要
- ☆ より多くの医療機関や訪問看護ステーション等が在宅療養に係っていける連携体制の構築
- ☆ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

## 基本方針 2

在宅医療と病院とのネットワーク化を進め、切れ目のない緩和ケアを推進

- ☆ 病院関係者の緩和ケアに対する認識の共有化の潤滑油としての役割
- ☆ 患者やその家族に、在宅療養の具体的なイメージを提示することで、安心して在宅療養に移行できるように支援
- ☆ 在宅療養支援診療所と病院間等の連携体制を構築し、患者容態急変時の受入先の確保を図る

## 基本方針 3

区民への情報提供や相談体制の充実により、患者やその家族の意思を尊重した緩和ケアを推進

- ☆ 在宅療養を支える家族を支援するための相談体制を、病院はもとより、区や関係機関での充実を図る
- ☆ 区民に緩和ケアや在宅療養についての正しい情報を提供し、誰しものが緩和ケアを選択肢として検討できる環境を整備
- ☆ 在宅での緩和ケアが受けやすい(利用しやすい)仕組みづくり

## 基本方針 4

住み慣れた場所でがんと向き合うため、がん患者の在宅緩和ケアを推進する拠点として、在宅緩和ケア支援施設を整備

- ☆ 在宅緩和ケアを支援する施設として、関係機関の情報センター的な役割はもとより、がん患者・家族・友人等のコミュニケーションスペースとしての交流、憩い、相談、情報収集の場の提供を目指します
- ☆ 医療・看護・福祉等の従事者向けの研修や在宅緩和ケアの普及に努める

# 「港区在宅緩和ケア基本方針(改訂版)」の概要

—区長への提言を受けて—

## 〔 検討の背景 〕

**生涯のうちで  
がんに罹る確率**  
男女ともに  
2人に一人  
**がんの死亡率**  
30%

**緩和ケア  
の定義(WHO)**  
「がんの初期段階から開始し、治療と平行して行うことで、患者とその家族の痛みやつらさをサポートしていく」

**港区民  
介護者の現状**  
「自宅で終末期を迎えたいが、介護してくれる家族の負担が大きく、在宅は難しい」と考えている人が介護経験者の約6割

## 〔 現状と課題 〕

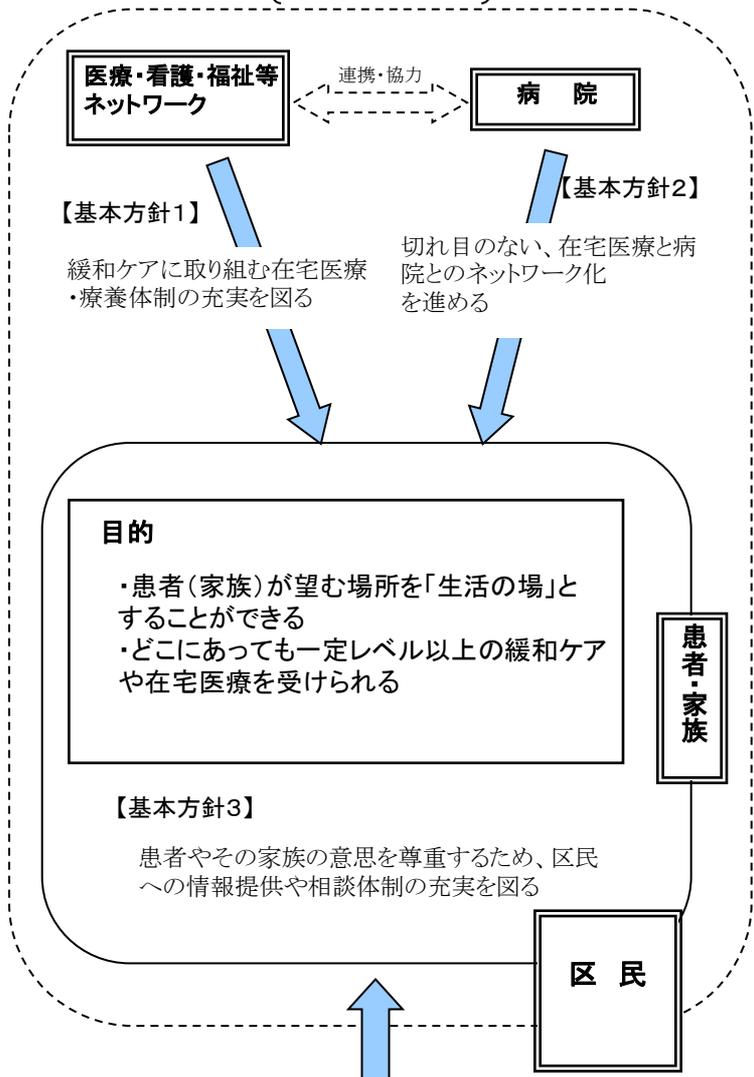
- ・高齢化の中で、今後看取りの場としての自宅の役割は増大していく
- ・在宅療養では、看護・介護の人材・人手不足
- ・在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、訪問介護事業所、ケアマネジャー等の連携や、支えあえる仕組みづくりが必要

- ・緩和ケアに精通した医療従事者の育成・確保が重要
- ・患者の希望に応じて在宅に移行できるように、退院支援の充実が不可欠
- ・容態急変時の受入先や対応が明確になっていることで、患者・家族の不安感を軽減

- ・一般区民への、緩和ケアについての周知が必要
- ・がんの知識、治療・療養方法等についての相談窓口が必要
- ・在宅療養を選択できるような支援の仕組みづくりが必要

- ・区内の在宅緩和ケアを推進するため、情報発信、相談事業、連絡調整機能を担える拠点となる施設が必要
- ・看護・介護する家族の負担軽減させるような機能が大切

## 〔 目的と基本方針 〕



## 〔(仮称)みなと在宅緩和ケア支援センター〕

【基本方針4】  
住み慣れた場所のでがんと向き合うため、がん患者の在宅緩和ケアを推進するシンボリックな拠点として、(仮称)みなと在宅緩和ケア支援センターを整備する

## 〔 施策の方向 〕

【基本方針1】  
(1) 地域での医療・看護・福祉等の連携体制を整える  
(2) 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携(かかりつけ制度)  
(3) 少数職種の派遣体制の確立

【基本方針2】  
(1) 病院内における緩和ケアの診療・相談体制の強化  
(2) 退院時の患者支援の推進  
(3) 容態急変時の受入の協力体制

【基本方針3】  
(1) 相談体制の整備  
(2) 講演会等、緩和ケアや在宅療養に関する普及啓発活動  
(3) 在宅での緩和ケアを受けやすくする仕組みづくり

【基本方針4】  
(仮称)みなと在宅緩和ケア支援センターを整備  
① コミュニケーションの場、くつろげるスペースの提供  
② 相談機能  
③ 普及啓発機能  
④ 人材育成登録機能  
⑤ 調整機能

## 〔 協議体系等 〕

### 港区在宅緩和ケア支援推進協議会

- ・年2回開催
- ・区民参画
- ・全体的な計画の進捗の確認
- ・連絡協力体制の合意形成の場

### システム構築検討部会

- ・退院から在宅までのシステム構築
- ・在宅支援に必要な共通書式の作成
- ・職種ごとの連絡体制の構築
- ・専門診療科との連絡体制の構築
- ・円滑な薬剤等の調達

### 職種ごと連絡会

### 病院部会

- ・相談支援事業
- ・容態急変時等の受入体制の構築
- ・研修
- ・症例検討会などの開催

### 港区在宅緩和ケア研究会